

Ⅰ 基礎編

1 特別支援教育とは

特別支援教育の定義

「特別支援教育」は、障がいのある子どもたちが自立し社会参加するために必要な力を培うため、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

「特別支援教育」は、特別な支援を必要とする子どもが在籍する幼稚園・保育所(以下「幼稚園等」と言う。)小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の全ての学校において実施されます。通常の学級に在籍する知的な遅れのない発達障がいのある子どもも含めて、特別な支援を必要とする全ての子どもが対象となることから、校長(園長)をはじめ、教職員全員が「特別支援教育」について十分に理解することが必要です。

さらに、「特別支援教育」は、障がいの有無やその他の個々の違いを認めつつ、様々な人々が生き生きと活躍できる「共生社会」の形成の基礎となるものです。したがって、特別支援教育は、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っています。

特殊教育から特別支援教育への制度改革

障がいのある子どもたちをめぐる近年の動向として、従来の「特殊教育」の対象となる子どもの増加、障がいの重度・重複化や多様化、また、通常の学級に在籍している知的な遅れのない発達障がいのある子どもへの適切な対応に対するニーズの高まり、ノーマライゼーション等が進展してきました。

これらに対応するため、平成19年4月に「学校教育法等の一部を改正する法律」が施行され、これまでの「特殊教育」から大きく転換した「特別支援教育」がスタートしました。主な改正点は、次のとおりです。

- 盲・聾・養護学校から、複数の障がい種を受け入れることができる特別支援学校へ転換
- 小・中学校の特殊学級は、特別支援学級へ名称を変更
- 特別支援学校は、小・中学校等に在籍する障がいのある児童生徒等の教育について、助言又は援助に努める等センター的な機能を発揮
- 特別支援教育では、これまでの特殊教育で対象としていた障がいに加えて、知的な遅れのない発達障がい(学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)、高機能自閉症等)も対象
- 幼稚園、小・中学校、高等学校、中等教育学校においても、障がいのある子どもに対して適切な教育を行うため、特別支援教育を推進することを法律上明確に規定

特別支援教育の実際

■幼稚園等における特別支援教育

幼稚園等では、障がいのある子どもが集団の中で生活や活動をするを通して、全体的な発達が促されていくことに配慮し、障がいの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこととされています。

■小・中学校における特別支援教育

小・中学校では、障がいのある児童生徒について、通常の学級も含めて学校全体で特別支援教育に取り組むことが大切です。一人一人に応じた指導の計画や家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成する等、障がいの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を、計画的、組織的に行うこととされています。

また、障がいの種別や程度に応じて、特別支援学級での教育、通級による指導も行われています。

特別支援学級

障がいの種別ごとに、少人数編成された学級で、障がいのある子ども一人一人に応じた教育を行います。基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に沿った教育が行われますが、実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考として、特別の教育課程を編成することもできるようになっています。本県においては知的障がい、情緒障がい対象となります。

通級による指導

通常の学級に在籍し、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障がいの状態に応じた特別の指導（自立活動の指導）を特別の指導の場（通級指導教室）で行います。通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成することができます。本県においては、言語障がい、情緒障がい、弱視、難聴、自閉症、LD、ADHDが対象となります。

■高等学校における特別支援教育

高等学校では、障がいのある生徒等について、各教科・科目等の選択、内容の取扱い等の必要な配慮を行い、一人一人の生徒の障がいの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこととされています。また、小・中学校と同じく、指導についての計画や家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成すること等が求められています。

■特別支援学校における特別支援教育

特別支援学校では、障がいの程度が比較的重度の子どもについて、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育や障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服するために、「自立活動」の指導を行います。また、子どもの障がいの状態等に応じた弾力的な教育課程が編成できるようになっています。対象となる障がいは、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱です。

なお、知的障がいを教育する特別支援学校の教育課程には、知的障がいの特徴や学習上の特性等を踏まえた独自の教科及びその目標や内容が示されています。

■交流及び共同学習

障がいのある子どもが地域の中で社会参加し、豊かに生きていく上で、障がいのない子どもとの交流及び共同学習を通して、相互理解を図っていくことはとても重要なことです。特別支援学校や特別支援学級では、子どもたちの実態に応じた内容や方法を十分検討して、交流及び共同学習を組織的、計画的、継続的に実施しています。具体的には運動会や文化祭等の学校行事を中心とした活動を共にしたり、総合的な学習の時間や音楽、体育等の学習においても実施したりしています。

交流及び共同学習は、子どもたちにとって、社会性や豊かな人間性を育み、共に助け合い、支え合っていくことを学ぶ絶好の機会となります。

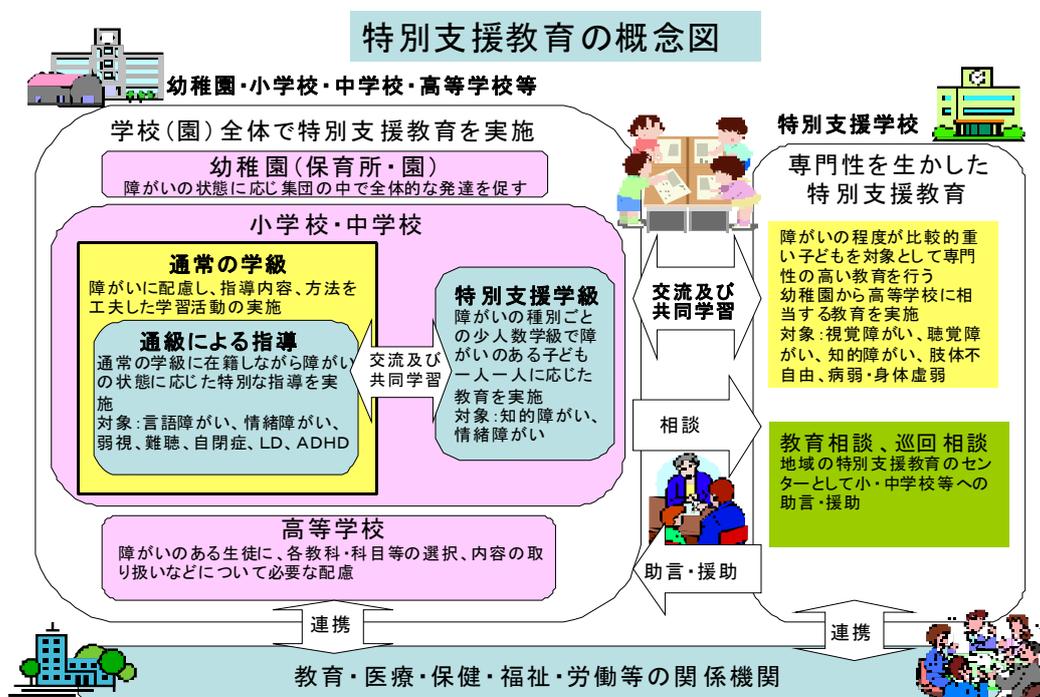
■特別支援教育で使用する教科書

特別支援学校や特別支援学級では、小学校、中学校、高等学校と同じ教科書のほか、子どもの障がいの状態に合わせて作成された視覚障がい者用の点字教科書、聴覚障がい者用の言語指導の教科書、知的障がい者用の国語、算数、音楽の教科書があります。

また、弱視の児童生徒のために、教科書の文字や図形を見やすくした拡大教科書もあります。

■特別支援教育の経費について

特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒等に対しては、通学費や教材費等、保護者が負担する就学に必要な教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じ、国及び地方公共団体が補助する就学奨励費の制度があります。



2 特別支援教育の体制整備

「特別支援教育を行うことは、即専門機関との連携」ではありません。状況に応じた段階的な支援を行っていくことが必要です。学級や校(園)内で工夫できる支援の実践や、それを推進するための校(園)内委員会やケース会議の開催など、校(園)内体制の整理とスムーズな運営が重要です。また、教育相談を通じて保護者との連携を密に図り、支援体制を充実させていくことも考えられます。

支援体制チャートを参考に、学校(幼稚園等)での支援体制や支援段階を整理してみましょう。

学級での特別支援教育（レベルⅠ）

気になる子どもの存在に、担任が気付くことが大切です。実態把握シート等を活用して、気になる子どもの実態を把握しましょう。保護者と面談等で情報交換を行うことも必要です。指導の工夫を試みて問題が好転すれば、しばらく経過を観察し、記録に残しましょう。

校内での特別支援教育（レベルⅡ～Ⅲ）

学級での支援で効果が不十分な場合は、学年職員による支援を求めます。学年会等で気になる子どもの課題や支援の在り方について共通理解をもった後、再度指導や支援の工夫を行います。保護者と連携しながら支援を継続し、問題が好転すればしばらく経過を観察しながら具体的な支援の方法を記録に残します。特別支援教育コーディネーターに、状況を報告しておくことも重要です。

学年における支援で効果が不十分な場合には、校内支援体制による支援の検討が必要です。管理職や特別支援教育コーディネーターが中心となり、校内委員会で検討しましょう。保護者の十分な了解のもとで、ケース会の実施や支援体制の見直し、個別の指導計画の作成・検討を行います。校内の様々な人的資源も活用し、校内委員会を中心に具体的な支援体制の方法を検討します。管理職の強いリーダーシップのもと、校内全体でしっかりとした支援体制を築くことが、その後の保護者との信頼関係を深めることにもつながります

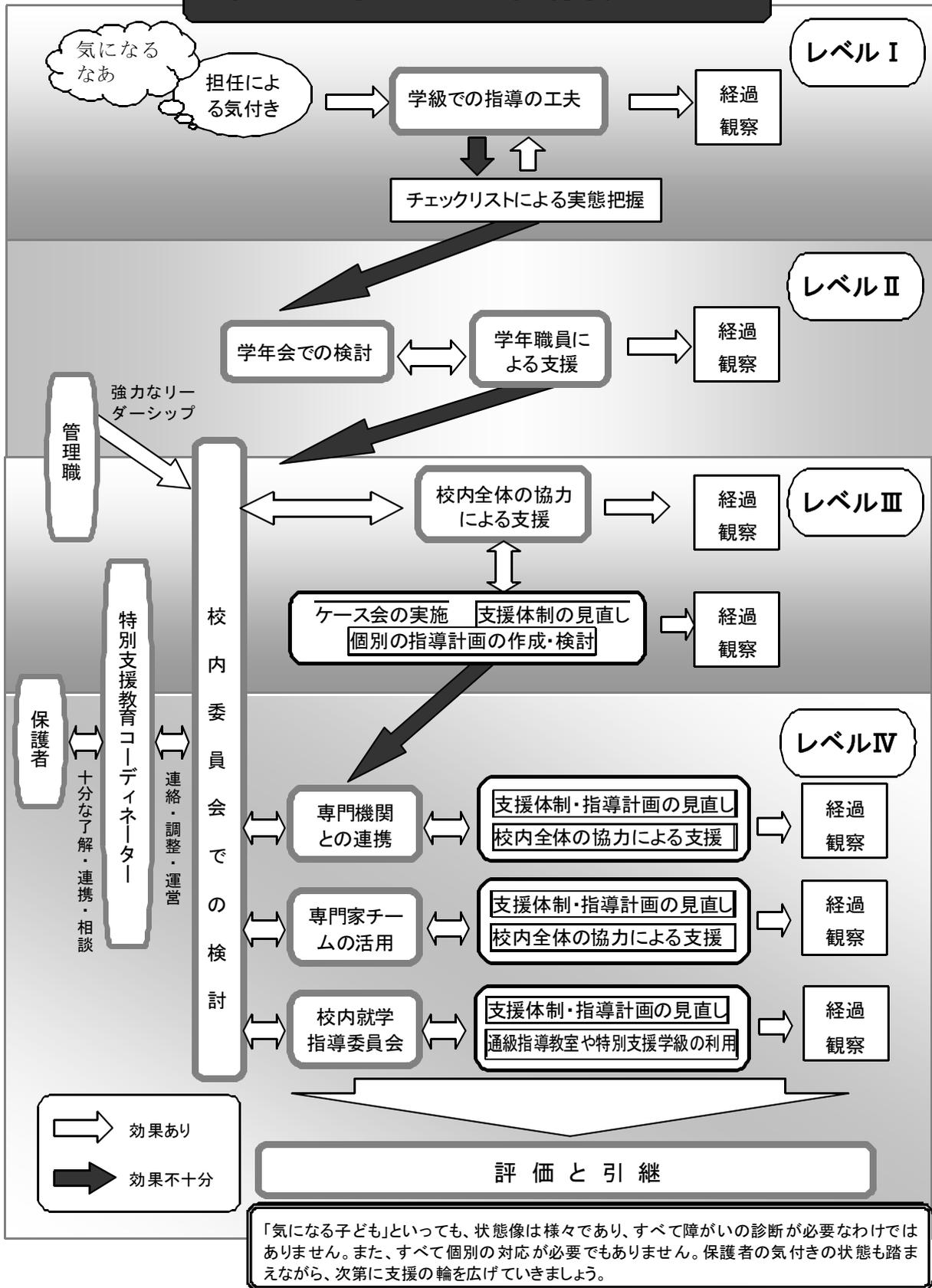
地域との連携による特別支援教育（レベルⅣ）

校内全体で支援を行っても、なお効果が不十分な場合や保護者から専門的な助言を求められている場合には、特別支援教育コーディネーターが中心となって、専門機関に状況を報告し、支援を求めることが必要となります。本人の相談・受診を専門機関につないだり、研修やケース会において専門家の情報提供・助言を求めたりします。関係機関と連携する上では、事前に実態をまとめた資料をすぐに提供できるようにしておくことが大切です。また、具体的にどのような支援や助言を求めているのか学校として整理しておく必要があります。



専門家も交えて支援を継続しても、現状での対応に限界がある場合には、通級指導教室や特別支援学級での指導を校内就学指導委員会で検討し、市町村教育委員会に報告・相談します。

気になる子どもの支援体制チャート



3 特別支援教育コーディネーターとして身に付けたい力

「特別支援教育の推進について(平成19年4月1日付け文部科学省初等中等教育局長通知)」では、校長の責務として、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」として指名し、校務分掌に位置付けることが明記されています。

また、特別支援教育コーディネーターは、幼稚園、小・中学校、高等学校だけでなく、保育所等においても役割を位置付けることで、特別な支援の必要な子どもへの支援体制を構築し、適切な支援を行うこととなります。

特別支援教育コーディネーターは、特別支援教育を推進するために、校(園)内の関係者や関係機関との連絡調整、保護者の相談窓口、担任等への支援等、様々な役割を担います。このため、特別支援教育コーディネーターは、学校(幼稚園等)全体だけでなく地域の関係機関にも目を配ることができ、必要な支援を行うために教職員の力を結集できる力量を身に付けることが望まれます。

その他、特別支援教育コーディネーターが身に付けたい力として、以下のような資質・技能が考えられます。

子どもの実態把握や支援の在り方に関する理解(アセスメントをする力)

特別支援教育コーディネーターは、一人一人の子どもの発達の段階や障がいの状態、教育的ニーズ、適切な支援の方法等を見定めるアセスメントをする力が必要となります。

アセスメントに必要な知識として、障がい全般に関する知識、障がいのある子どもの教育に係る法令及び教育課程、指導方法、チーム・ティーチングによる指導、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」等が挙げられます。

より詳細なアセスメントを行うためには、様々な発達検査、知能検査等が必要となる場合もあります。しかし、このような特別な方法は、心理学等の領域の専門的な知識・技能が必要です。特別支援教育コーディネーターに、検査や分析を行うことが求められているわけではありません。基本的に、校内委員会等において、より専門的な校内の関係者や関係機関との協議を通してアセスメントを行い、適切な支援につながるようにしていくことが大切です。

関係者との連絡調整(コーディネートをする力)

特別支援教育コーディネーターは、特別な支援が必要な子どもについて、校(園)内支援体制の下での支援を行うために、校(園)内委員会を開催したり、管理職や関係職員間で情報を共有するために、必要な情報を収集したりします。校(園)内委員会では、校(園)内の関係職員をまとめ、それぞれが持っている知識や技能等を引き出し、それらを組み合わせることで、具体的な計画を立案し、支援につなげていくことが必要です。このように、特別支援教育コーディネーターには、校(園)内の関係者をつなぐコーディネートをする力が求められます。

特別支援教育コーディネーターが身に付けたいコーディネートをする力には、関係者や関係機関等についての情報収集や活用の技能、各関係者と交渉する力、人間関係を調整する力、異なる意見や立場の違いをまとめ上げ、共通の目的に向けて意見の一致へ導くための技能(ファシリ

テーション)等が挙げられます。

校(園)内の支援体制の下での対応では支援が不十分な場合、必要に応じて外部の関係機関との連携を図ることがあります。このような場合、どのような機関にどのような内容を依頼するか、計画立案し、相手機関との連絡調整をする等、全体を把握しながら効率的に行動する力が必要となります。校(園)内の関係者だけでなく校(園)外の関係機関においても、お互いの情報を共有したり、細かな連絡を取り合うことは、よりよい関係作りにおいて重要です。特別支援教育コーディネーターは、自分一人だけで課題を解決していくのではなく、校(園)内外の関係者と連携、協働して「学校(園)全体の仕事」として、特別支援教育を進めていくことが大切です。

保護者や担任に対する相談窓口（カウンセリングをする力）

特別支援教育コーディネーターは、保護者や担任等の相談の窓口となる重要な役割を担います。この相談に必要な資質・技能がカウンセリングをする力です。

相談では、相手の気持ちに寄り添うことが大切になります。保護者や担任等の気持ちを十分受け止め、傾聴する姿勢で臨みましょう。相談者への共感的な理解と、これまでの本人や関係者の努力を肯定的に受け止める姿勢も重要です。

子どもの困難さを共有できたら、一人一人の発達の段階やニーズに応じて、きめ細かに支援の対応策や指導の手立てを考えていきます。悩みが真摯に受け止められ、個々に応じた手立てが立てられることは、相談者にとって大きな心の支えになります。相談をしたことで今後の方針が明らかになり、安心した学校生活や家庭生活を送ることができるようになります。一度の相談で終わるのではなく、相談者がまた相談したいと思えるような信頼関係を築いていくことも大切です。

特別支援教育の推進（リーダーシップ）

特別支援教育を推進していく上で、特別支援教育コーディネーターのリーダーシップは不可欠です。全教職員に、特別支援教育や特別支援教育コーディネーターの役割について十分理解してもらえるように努める等、積極的に自分からアピールしていくことが大切です。管理職への報告、連絡、相談を行うとともに、担任、保護者等の関係者の意見を十分聞き入れ、信頼関係を得て、効率的な連携や調整を図りながら進めていくことも必要になります。多岐にわたる業務の中から、優先順位を判断し、効率的に業務を進めることも重要です。学校のフットワークが良く、風通しの良い支援体制が構築できるよう心がけていきましょう。



4 特別支援教育コーディネーターの役割

特別支援教育コーディネーターは、学級担任や特別支援学級の担当、養護教諭など学校によって様々な人が指名されていますが、特別支援教育コーディネーターとしての具体的な役割は、特別支援教育等の理解啓発や特別な支援が必要な子どもの実態把握、校内委員会の招集・運営、個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成、保護者や関係機関との連携等になります。

特別支援教育等の理解啓発

特別支援教育コーディネーターは、特別支援教育や発達障がい等について、職員、保護者、地域、周りの子どもたちに対して、計画的に理解啓発に取り組んでいく役割を担っています。

具体的には、まず全職員が校(園)内の特別支援教育や支援体制について共通理解を図ることが大切です。校(園)内委員会を活用しながら、管理職等と話し合い、年度当初に特別支援教育の基本方針や年間計画を作成し、全職員へ説明を行きましょう(職員への説明はリーダーシップの観点から管理職が行う方が望ましいでしょう)。

その他、保護者、地域に対して講演会を企画したり、通信を発行したりして理解啓発を図りましょう。また、周りの子どもたちへの理解は、職員が子どもとの関わり方のモデルとなることが基本ですが、特設した授業の中で個性理解を進めることも大切です。

特別な支援が必要な子どもの実態把握

特別支援教育コーディネーターは、各学校(幼稚園等)の子どもたちについて、特別な支援が必要な子どもの実態把握を円滑に進める役割を担っています。

実態把握は、校(園)内の、どの子どもに対して、どのような支援が必要なのかを的確に把握し、適切な支援を行っていくための基礎になります。

具体的には、特別支援教育コーディネーターは、実態把握を円滑に進めるために、どのような方法を用いて、どのような手順で実態把握を行っていくかを計画もしくは校(園)内委員会で検討し、具体的に全職員へ提案、そして校(園)内全職員で実施していけるよう、中心的に運営していく役割を担っているということになります。また、実態把握を行う前には、職員が間違った理解や捉え方をしないよう、十分な研修や説明を行った上で実施する必要がありますので、その計画や運営を行っていくことも重要な役割になります。

校(園)内委員会

校(園)内委員会では、全校(園)的な支援体制を確立し、発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒の実態把握や具体的な支援・方策の検討などを行います。

特別支援教育コーディネーターは、校(園)内委員会の構成メンバーへの連絡調整、招集及び効率的な運営を行う役割を担っています。また、校(園)内委員会で検討する際の資料を作成・依頼したり、収集された情報等を整理して校(園)内委員会に提案することも大切な役割です。さらに、校(園)内委員会での結果を整理し、具体的に支援する際の個別の指導計画の立案、支援チームの構成などを行う役割もあります。

さらに校(園)内委員会の結果、ケース会議が必要になった場合には、ケース会議のメンバーの検討や連絡調整、運営等を行うことも必要になります。

その他、個別の指導計画に基づいた実践についての評価を行うための校(園)内委員会の招集、運営なども行いましょう。



個別の指導計画の作成について

個別の指導計画は、子どもの実態把握のための情報収集、目標の設定、具体的な実践計画、評価を記録し、支援内容や方法の改善を図るというPDCAサイクルを行うための重要なツールの1つです。

特別支援教育コーディネーターは、子どもの実態を把握し、個別の指導計画を作成していく中心的な役割を担っています。

具体的には、全職員で作成したり、校(園)内委員会で作成したり、チームで作成したりするなど、どのような作成方法がよいのか、学校(幼稚園等)の実情に応じて、円滑に作成が進められるよう、特別支援教育コーディネーターが中心となって、子どもに関わる情報の収集や整理、様式の検討や手順などを計画していくことになります。

個別の教育支援計画の作成について

個別の教育支援計画は、長期的な視点に立ち、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を行うため、医療、福祉、労働等と連携を図り、効果的な支援を進めるためのものです。

特別支援教育コーディネーターは、これらの関係機関や保護者と連携しながら、個別の教育支援計画を作成していく役割を担っています。

具体的には、個別の教育支援計画を作成する場合には、保護者や関係機関からの情報や連携が重要になるため、保護者や関係機関も含めたケース会議や作成委員会等を設けて、作成することが必要になるでしょう。そのための計画や保護者及び関係機関との連絡調整等が、特別支援教育コーディネーターの大切な役割になります。

保護者との連携

特別支援教育コーディネーターは、校(園)内の相談窓口としての役割を担っています。保護者からの相談が学級担任や校(園)長等にある場合もありますが、学級担任等と連携を図りながら、特別支援教育コーディネーターが学級担任等と一緒に保護者の相談に対応することになります。

保護者と学校(幼稚園等)が協力しながら支援を進めていくためには、信頼関係が大切です。まず、カウンセリングマインドを大切にし、保護者の気持ちに共感しながら信頼関係を築きましょう。

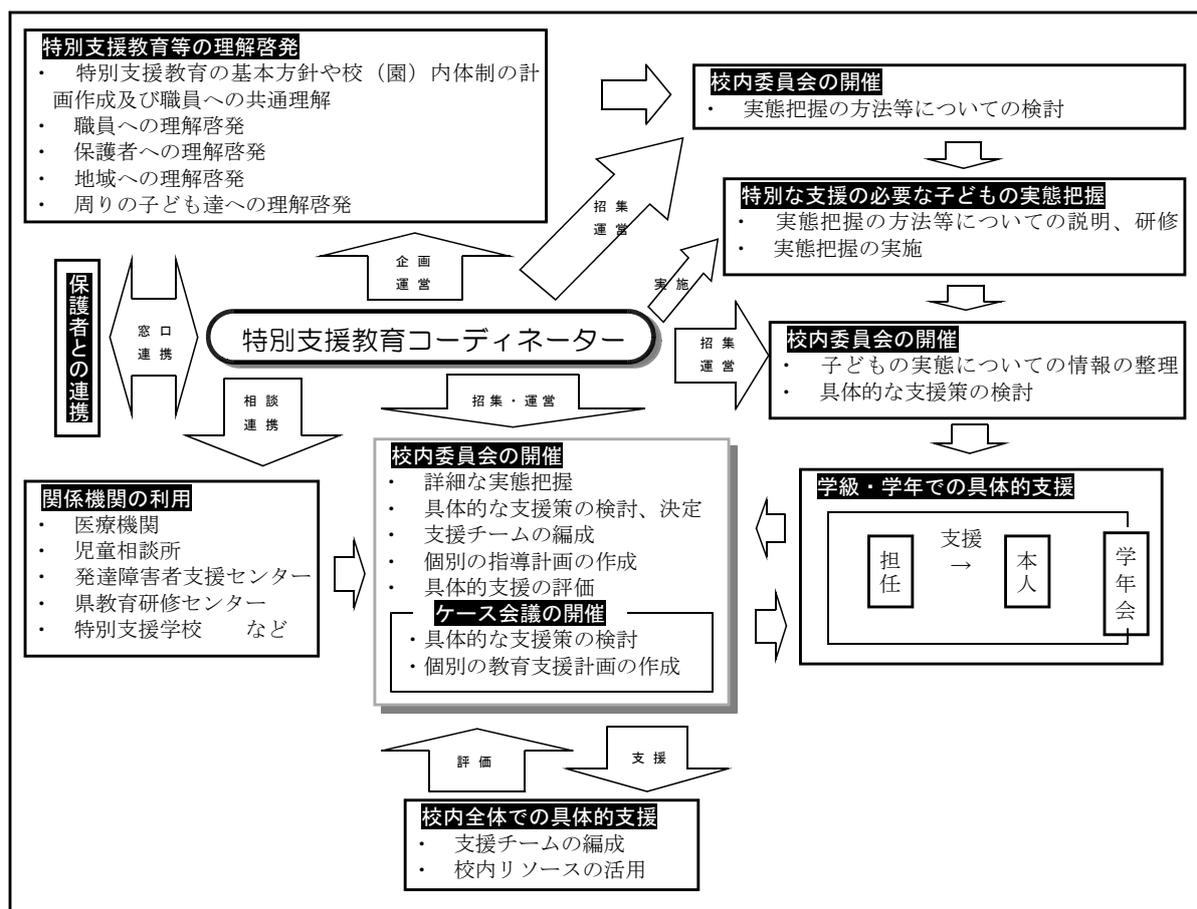
特に小学校や幼稚園等においては、発達障がいも含めて、障がいの早期発見・早期支援が重要であることに留意し、保護者の気付きや悩みなどに配慮し、保護者との連携を図りましょう。

関係機関との連携

特別支援教育コーディネーターは、関係機関と連携を図るため、校（園）内の連絡調整の窓口となる役割を担っています。

具体的には、地域の関係機関はどのようなところがあるのか、また、各関係機関がどのような内容について活用できるのかなどの情報を把握しておくことが大切です。そして、校（園）内委員会等の結果、関係機関を利用することになった場合に、関係機関との連絡調整を行っていくことになります。

最近では、関係機関の活用も活発になってきていますが、気になる子どもがいた場合に、校（園）内での具体的な対応や検討が十分になされずに、そのまま関係機関へつなぐことが課題となっています。各学校や幼稚園等は、的確な実態把握を行い、個別の指導計画を作成し、計画的に取り組んだ上で成果が見られない場合に、校（園）内委員会で検討し、関係機関へつなぐよう、段階的な支援を行っていきましょう。また、各特別支援学校に派遣を依頼する場合には、依頼文書が必要になります。依頼文書の形式が分からない場合には、最寄りの特別支援学校等に尋ねましょう。



校内支援体制の流れと特別支援教育コーディネーターの役割図